

高知市における地方創生に向けた人材育成に関する連携協定書

高知市（以下「甲」という。）と一般財団法人地域活性化センター（以下「乙」という。）は、相互の連携協力を円滑に行い、地方創生に向けた人材育成を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 少子高齢化や人口減少が進展する中、地域資源や特性を生かした地方創生の取組が求められている。本協定は、甲及び乙が連携・協力し、乙が設立以来培ってきた人材育成のノウハウを生かすことにより、多様な主体と協働して、地方創生を実現できる地域づくりの中核となる人材を育成することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、互いに連携し協力する。

なお、具体的な事業内容及び推進体制等については、甲及び乙が協議のうえ別に定める。

- (1) 乙が開催する人材育成事業（オンライン開催を含むセミナー等）への甲の職員及び甲の地域の民間人材等の参加
- (2) 甲の職員及び甲の地域の民間人材等を対象とした人材育成事業の企画及び調整
- (3) 必要に応じた甲の職員の乙への実務研修生（人材養成塾生）の派遣
- (4) 乙による甲の人材育成の在り方や成果に関する調査・研究と情報発信
- (5) 乙と連携協定を締結した全国の自治体と甲との交流及び情報交換
- (6) その他連携・協力に寄与する事項の推進

（協議）

第3条 この協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月末日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(経費の負担)

第5条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、乙からの請求により甲が負担するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月13日

甲 高知県高知市本町5丁目1番45号

高知市長

乙 東京都中央区日本橋2丁目3番4号
日本橋プラザビル13階

一般財団法人地域活性化センター
理事長